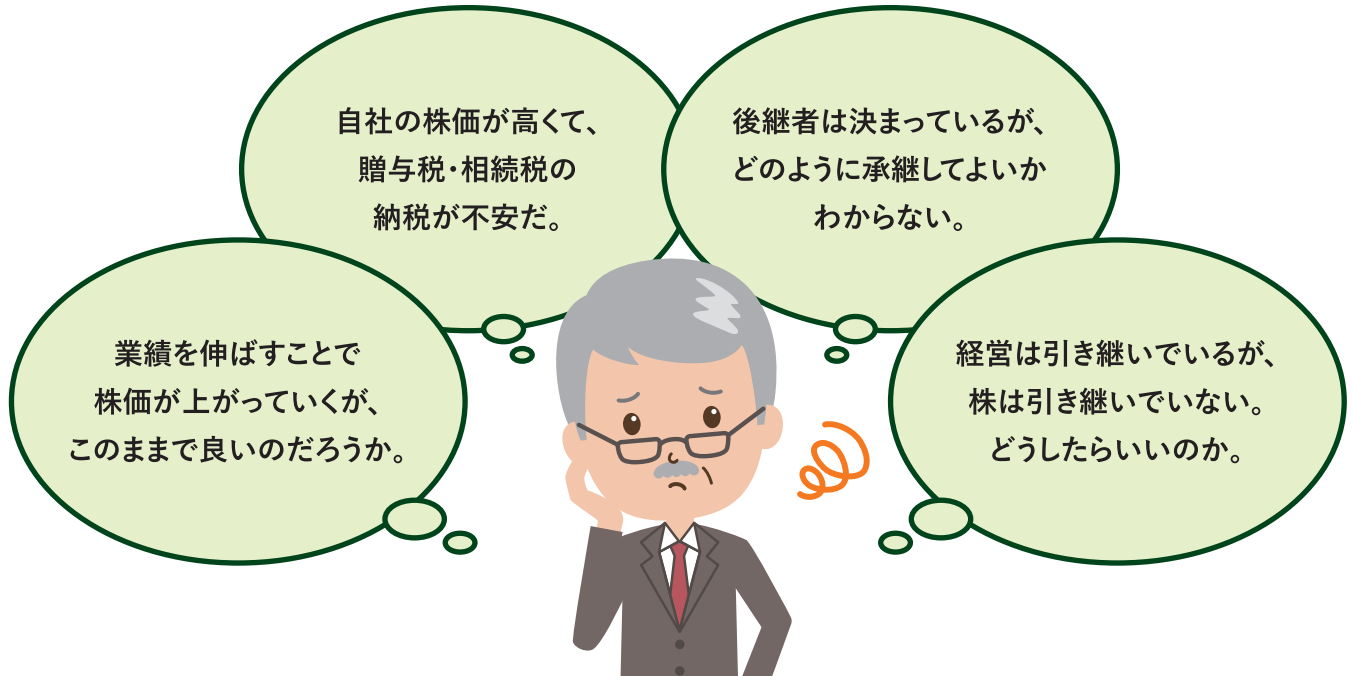


## 事業承継税制とは?



### 事業承継税制を適用すると…

**事業承継に係る株式の贈与税・相続税の負担がゼロになります!**

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場株式等を贈与・相続により取得した場合において、「一定の要件のもと納税を猶予」し、「一定の要件のもと納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除」される制度です。

### 平成30年度税制改正による拡大と緩和

平成30年度税制改正では、これまでの措置(一般措置)に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(最大2/3まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(相続税80%から100%)等がされた特例措置が創設されました。

特例措置の適用には「特例承継計画の提出」や「10年以内の適用期限」が設けられています。

## 事業承継税制「特例措置」の手続き&支援

### 「特例承継計画」の作成・確認申請

認定経営革新等支援機関による指導・助言文書作成

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、平成35年3月31日までに北海道知事に提出し、その確認を受ける。

### 「特例承継計画」の変更申請

認定経営革新等支援機関による指導・助言文書作成

「特例承継計画」の変更をする場合には「特例承継計画」を新たに作成し、北海道知事に変更申請書を提出し確認を受ける。

### 株式の贈与

特例承継計画に沿って株式を贈与する。

### 株式の評価と贈与税の計算

財産評価基本通達に則り贈与時の株価評価をし、贈与税の計算を行う。

### 認定申請

贈与の日の翌年1月15日までに、認定申請書を作成し、一定の書類を添付して北海道知事に提出し、認定を受ける。

### 株券の供託

株券発行会社の場合、法務局に供託書を提出し、日本銀行に株券を供託する。

### 贈与税申告・担保提供

贈与の日の翌年3月15日までに所轄税務署に贈与税申告及び担保提供手続きを行う。

### 経営承継期間内の年次報告 及び継続届出

経営承継期間内（贈与の申告期限から5年間）は毎年、6月15日までに北海道知事に年次報告書、8月15日までに所轄税務署長に継続届出書を提出する。その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署長に継続届出書を提出する。

### 実績報告書の作成・提出

認定経営革新等支援機関による指導・助言文書作成

経営承継期間内の従業員の数が5年間で平均8割を下回った場合には、その理由について北海道知事に報告を行わなければならない。

安心してお任せください!

しんきん支援ネットワークでは、すべてワンストップで承ります!

